

論文

「ネイション・ステイト」と憲法上の「国民」の含意 —チェコスロヴァキア、そしてチェコとスロヴァキアの場合

大場佐和子

1. はじめに

英語の“nation”という単語が多義的で複数の日本語訳を持つことに相関して、「ネイション・ステイト」という言葉には、特定民族を中心とした「民族国家」を意味する場合と、近代国家概念である国民主権を前提とした「国民国家」を趣意とする場合とがある。両者は必ずしも他方概念を排斥するものではなく、その両義性の交錯は、「国民」とはいったい誰を指すのかという「国民」の含意をめぐって浮かび上がる。すなわち「国民」とは、血縁・地縁的な自然の所与としての「エトノス (ethnos)」なのか、それとも社会契約という擬制のもと一定の価値を共有する人為的な存在としての「デモス (demos)」なのかという問題である。

シートン＝ワトソンによれば、「ネイション」とは、成員たちが連帯意識や共通の文化、民族意識によって結びつけられた人々のコミュニティであり、「国家」とは、市民たちの服従と忠誠を求める権力を持った法的・政治的な組織である[Seton-Watson 1977: 1]。これに対しミラーは、「エスニシティ」と「ネイション」を峻別して、後者を政治的な自己決定を行いたいと強く願う人たちの共同体であると捉え、「国家」とは、そうした人々が自らのために保持することを強く望む一連の政治的諸制度と理解されるべきであると言う[Miller 1995: 35]。ミラーによれば「ネイション」とは、身体的・文化的特徴によって他と区別された人々の集合体ではなく、構成員同士が同胞であると認め合い、自分たちがある種の重要な特徴を共有するという信念によって成り立つ、存在そのものを人々の相互承認に依拠する共同体である。そのため、ナショナル・アイデンティティは虚構性を帯び得るのである[Miller 1995: 39-41]。

“nation”という英語を、コンテキストに応じて適切に「民族」や「国民」等の日本語に訳し分けることの困難さはしばしば指摘される。この点、本邦の歴史学研究では、「ネイション」には「民族」を含意させず、一律に「国民」に対応させるというコンセンサスが存在するようである¹。しかし、本来的に「国民」という観念は、近代社会における国民主権的な発想の広がりとともに生まれたものであり[塩川 2008: 7, 樋口2015: 110-111]、それ以前に封建領地で暮らした庶民たちは「領民」や「臣民」であれ、「国民」とは呼び得ないのではないか。

英語の“nation”に相当するチェコ語・スロヴァキア語の“národ (ナーロト)”の場合、明らかにエスニックなニュアンスの強い言葉であるが²、「ナーロト＝民族」と機械的に訳すことが常に適当であるとも限らない。例えば、チェコを代表する歴史的建築物のひとつである“Národní

divadlo”は、日本語では「国民劇場」が定訳となっている。同劇場は、ドイツ系の劇場しかなかった1840年代のプラハにおいて、チェコ人有志が「チェコ人のためのチェコ語による劇場」の建設を企図して寄付を募り、1860年代に建設が始まったものである。この時代はハプスブルク帝政下であり未だチェコ「国民」は存在しなかったことにも鑑みれば、「民族劇場」という訳語が適当であるように思われる。それでは、のちにチェコスロヴァキア共和国の建国によって「チェコスロヴァキア国民」が顕出したことで、同劇場が真の「国民」劇場になったのかと言えば、後に論じるように、新国家の半数に及ぶ非チェコ系市民を含めて「国民意識」が共有されていたと言いはない。もっとも、政治的単位と民族的な単位がほぼ一致する現在のチェコを想定すれば、最終的に「国民劇場」という日本語訳への違和感はなくなるのである。

かくも悩ましい“nation”や“národ”の日本語訳について、本稿では塩川に倣って、エスニックな意味合いが濃い場合には「民族」、エスニックな同質性というよりも国家の正統な構成員の総体というニュアンスの場合には「国民」と表記する [塩川 2008: 5-7]。

ところで、国家の最高法規たる憲法は、時の起草者が構想した政治体制や国家機構の枠組と権能、市民の権利義務等を規定するだけでなく、冒頭で、「我々の国」はいかなる存在なのか、どのような国家でありたいのかという国家観を語っていることが多い。およそ国家には複数のエスニック集団が共存するものであるが、エトノスの要素によって選別された多数派が、「建国民族」として憲法を制定する主権者集団を自認することも珍しくはない。

ドイツの公法学者プロイスは、1887年アメリカ合衆国憲法前文の冒頭 [we, the people] という人民の集合体が、憲法に先行して存在したのか、それともまさしく憲法制定という行為が人民という集合体、すなわち憲法制定権力を形成したのかという、それまでアカデミックな論点でしかなかった問いが、1989年以降の旧東欧諸国の憲法制定プロセスでは重要性を持つようになったと指摘する [Preuss 1994: 148]。プロイスは、憲法とは、人民のナショナル・アイデンティティの表明なのか、それとも市民社会の政治的自己組織化の行為なのか。また、人民の憲法制定権力とは、本質的にエスニックな同質性のあるネイションの権力なのか、それとも多元的で多様な社会の自己統治の能力なのかと問題提起したのである [樋口2015: 115-116]。

主権の主体たる [we, the people] とは、血縁・地縁的な自然の所与としてのエトノスであるのか、それとも社会契約という擬制のもと一定の価値を共有する人為的な存在としてのデモスであるのか。プロイスによれば、「人民の憲法制定権力は、常に人民のエトノスな要素とデモスな要素とを包含しようとする。しかし、エトノスという測り難い力をデモスという責任ある権威に転化することが、まさしく憲法の原理」なのである [Preuss 1994]。

本稿では、「東欧革命」ののちに制定された憲法——現在のチェコ共和国およびスロヴァキア共和国の憲法だけではなく、両国の前身となるチェコスロヴァキアの建国から終焉までの間に制定された4つの憲法・憲法律³も取り上げ、主権者集団を構成するのはエトノスか、それともデモスなのかという問題に対するそれぞれの自己解釈を考察する。考察の対象は主に憲法の前文および本文であるが、言語法や国籍法等のネイション関連法規も補足的に検討する。ただ、本国では社会主義時代に多くの法学者が国外に流出したことや法学教育の土壌の違いなどから基礎法研究の蓄積や水準は十分とは言えず、参考となる先行研究は少ない。本研究では、各憲法の制定に

至った歴史的背景を踏まえて、ひとつの国家の法秩序に見られる「国民」観念の自己解釈の変遷を捉え、整理することを目的とする。

2. 第1共和国 (1918年-) ⁴

チェコスロヴァキア共和国は、第1次世界大戦中にオーストリア＝ハンガリー二重帝国が混乱に陥ったことを半ば奇貨として、オーストリア側のチェコとハンガリー側のスロヴァキアが急遽合流して独立した国家であった。多民族国家であった二重帝国の縮図として、第1共和国には700万人のチェコ系と200万人のスロヴァキア系住民以外にも、いわゆる「ズデーテン・ドイツ人」が300万人、ハンガリー系75万人、ルテニア系50万人、ポーランド系8万人が暮らした（いずれも概数）。第1共和国の建国によってナショナル・マイノリティの立場に転落することを危惧したズデーテン・ドイツ人は、ドイツとの合邦に期待しつつオーストリア本国への、ハンガリー系住民はハンガリー本国への帰属を渴望していた。

建国直後の政治行政や立法作業を取り仕切ったのは、チェコの主要5政党の指導者を中心とした国民委員会であった。独立宣言当日制定された「継受法 (č. 11/1918 Sb.)」により、二重帝国と諸領邦の法令、行政組織等はそのまま新国家に承継され、暫定憲法 (č. 37/1918 Sb.) により国民委員会を拡大した「暫定国民議会」が憲法制定会議と定められた⁵。議員の選出については、チェコ側では1911年帝国議会選挙時の勢力比に応じた議席が各政党に割り振られ、各党が議会に送る議員を決めた。他方、ハンガリー議会に選出されたスロヴァキア人議員の数は0-7名どまりであり、スロヴァキアでは政治の大衆化はみられなかった。加えて、山がちで住民の6割が農業等の第1産業に従事していたスロヴァキアは当時貧しく、高等教育を受けた人材が非常に不足していた⁶。こうした事情から、暫定議会発足時には全議員256名のうちスロヴァキア人議員は41名であった（翌年暫定憲法改正により14名追加）。

ドイツ系諸政党は、情勢の変化により1919年12月頃にはチェコスロヴァキア側と交渉を持つようになったが、重要諸法案の起草が完了しつつあった時期に至って、民族自治を強く求める彼らの暫定議会への参加は受け入れられるところではなかった [Kuklik et al 2017: 38-40]。

2.1 チェコスロヴァキズム

1920年2月29日、チェコスロヴァキア共和国憲法典が制定された。1920年憲法は、チェコ人とスロヴァキア人は「チェコスロヴァキア人」であるとする「チェコスロヴァキズム」を謳っていた。

単一のチェコスロヴァキア民族が、チェコ人とスロヴァキア人という2つの部族に分かれて存在しているとするチェコスロヴァキズムは、主に、ハンガリー政府からの圧力への抵抗とスロヴァキア民族運動の活性化のためにチェコ側の支援を必要としたスロヴァキア人勢力が手段として依拠した概念であった [中澤2009]。千年にわたってハンガリー王国に支配されたスロヴァキアは、王国内で単一の行政単位を構成したことはなく、スロヴァキア固有の歴史も領域も明瞭ではなかった。1830年代以降ハンガリー語の公用語化に関する法律によってスロヴァキア語の使用が制限され、1860年代に設立されたスロヴァキア民族文化団体とギムナジウム3校は、非国民的な汎

スラヴ主義を唱導したとして閉鎖させられた。スロヴァキアの文化的、政治的な動きに対するハンガリー当局の弾圧は厳しく、1875年にティサ内務大臣は「ハンガリー法の下ではスロヴァキア民族なるものは存在しない」と言明したほどであった。

1918年10月30日に、スロヴァキアの各党派で構成されたスロヴァキア民族評議会が第1共和国への参加を正式に表明したマルティン宣言では、「スロヴァキア民族は、言語的にも文化・歴史的にも、単一のチェコスロヴァキア民族の一部である」ことや「このチェコスロヴァキア民族のために、我々もまた完全な独立に基づく無制限の自治権を要求する」ことなどが確認されていた。他方で、厳しいマジャール化政策とナショナリティへの無関心ゆえに、建国期におけるスロヴァキアの大衆のネイション意識は明瞭ではなかった。こうした事情からは、スロヴァキアの人々がチェコスロヴァキズムのもとで「チェコスロヴァキア人意識」をチェコ人と共有する可能性は確かに存在した。

しかし、結局のところチェコスロヴァキズムは虚構でしかなかった。第1共和国の初代大統領マサリクを始めとするチェコ人政治家は、チェコスロヴァキズムに則り、同胞として「遅れた」スロヴァキアに対して進んで手を差し伸べた。建国後スロヴァキアでは急激に学校数が増えたことで識字率が劇的に向上した。政府はインフラ整備のため社会資本を重点的にスロヴァキアに投資し、チェコ人はスロヴァキア系の新聞や文化活動を積極的に支援した。ところが、チェコとスロヴァキアの間で人の往来は活発化せず、いつまでも別々のコミュニティのままであった。「スロヴァキア人は、政治経済的にも文化的にも優れたチェコ人のレベルに追いつくべきである」という、チェコ人中心のネイション観に憤慨するスロヴァキア人は少なくなかった。マサリク自身、「スロヴァキア・ネイションは存在しない。(中略)チェコ人とスロヴァキア人とは兄弟であり、ただ単に文化レベルが異なっているだけである。(中略)我々はスロヴァキアに学校を建設している。次世代では、2つの部族間の違いは全くななくなっているであろう」と発言するなど⁷、スロヴァキアの独自性を見出そうとしなかった。

チェコ人とスロヴァキア人とは、9-10世紀頃にあったとされる共同国家〈大モラヴィア国〉の終焉以降別々の歴史を歩んできたため、その間に集団的な宗教意識の違いが拡大していた。チェコでは、19世紀に入ってチェコ人意識を獲得した市民たちは、名目的にはカトリック信者でありながら、反ハプスブルク・反ドイツ人感情から、15世紀に宗教改革運動を行って弾圧されたフス派にシンパシーを抱くようになった。そして、第1共和国では憲法上政教分離が要請されていたこともあり、全体的にチェコ人の信仰心は薄らいでいた。人材不足を補うために一時的にスロヴァキアに居住した多くのチェコ人教師、公務員、軍人らの極めて世俗的な言動は、多くが敬虔なカトリック信者であるスロヴァキアの人々を驚愕させた。初めはチェコスロヴァキズムを支持したスロヴァキアの聖職者たちも、宗教心の希薄なチェコ人が醸し出すキリスト教的価値観への脅威を感じ取り、スロヴァキア分離主義に共感し始めた [Wolchik 2000: 92]。

2.2 1920年憲法

ある国家の「国民」とは、法的には、当該国家が定める国籍の取得要件を満たしその国籍を取得した者、すなわち国籍保有者である。通常、国籍は要件を具備した外国人が新たに取得したり、

保有者が離脱を選択することも可能である。1920年憲法4条2項の委任により制定された「*státní občanství* (国籍)」の取得および離脱等に関する憲法律 (č. 236/1920 Sb. 以下「国籍法」) も、出生地主義を基本とする国籍の原始的取得資格ならびに離脱および帰化の要件を定めている。

そもそも、「*státní* (国家の) + *občanství* (シティズンシップ) “の *občanství*”とは、町や村などの自治体やコミュニティといった意味合いを持つ“*obec*”から派生した“*občan*”の抽象名詞であり、エスニックなニュアンスは薄く、ナロートより開かれたメンバーシップを意味する。1920年憲法前文冒頭の長い1行の中ほどにある“*prospěti obecnému blahu všech občánů tohoto státu …*”という箇所ではその“*občan*”という言葉が用いられており、このくだりは「この国家のすべての市民の公共の福祉を促進する…」と訳される。また、平等条項に関する106条2項では、「すべての“*obyvatelé* (住民)”は、出身や“*státní příslušnost* (国籍)”⁸、言語、人種、宗教の違いにかかわらず、本共和国の“*státní občáné* (国家の市民たち=国民) “として等しく自由と権利”を享受するものと定める。

それとは対照的に、エスニックなニュアンスが強い「ナロート」が用いられる場合には、個人の自由意思による加入や離脱が想定し難い「民族」が含意されている。1920年憲法前文は“*My, národ československý*”から始まり、“*chtějíc upevniti dokonalou jednotu národa, zavésti spravedlivé řády v republice, zajistiti pokojný rozvoj domoviny československé …*”と続くが⁹、この文章は、「我々チェコスロヴァキア民族は」、「共和国における公正な秩序を確立し、祖国チェコスロヴァキアの平和的發展を確保…」すべく「確固たる真の民族の統合を希求」するという宣言である。「祖国チェコスロヴァキア」以外に本国を持たないチェコ人とスロヴァキア人こそが“*státotvorný národ* (建国民族)”たる「チェコスロヴァキア人」として「民族の統合を希求」するのである。そこには、建国の主体とはならないナショナル・マイノリティが含まれる余地はない。現にマサリクは、1918年12月22日の議会で「新国家は『土着の』チェコ人のものであり、『移民』、『入植者』に過ぎないドイツ人らの憲法上の地位は異なるはずである」とスピーチした [Masaryk 2016:180, 216, 220]。

このように1920年憲法の起草者たちは、国家の構成員を示す際に「ナロート」という言葉とそれ以外の言葉を使い分けている。第1共和国では、憲法制定権力が専らチェコスロヴァキア民族という(人為的ではあるが)エトノスに帰属することが当然視され、1920年憲法はナショナル・マイノリティ不在の議会で採択されたのである。本稿のはじめに論じたプロイスの問題意識に立ち返ると、1920年憲法は、「チェコスロヴァキア人」のナショナル・アイデンティティの表明であり、人民の憲法制定権力とは、本質的にエスニックな同質性のあるネイションの権力であるとの自己解釈が示されている。

とは言え、1920年憲法は前文以外では「ナロート」という言葉を用いておらず(「国民議会」と「ナショナル・マイノリティ」の意で用いられる形容詞*národní*を除く)、「チェコスロヴァキア人」に特権的地位を与えるような条項もない。反対に、1920年憲法はマイノリティの地位を広範に保障した。先述の平等原則(第5章§106(2))に加えて、民族・宗教・人種的マイノリティの保護を謳う第6章は、「すべてのチェコスロヴァキア共和国の“*státní občáné* (国民)”は、人種、言語、宗教の違いにかかわらず、法の下において完全に平等であり、等しく市民的・政治的権利を

享受する」と重ねて定める（§ 128（1））。さらに、134条では同化の強制を禁じ、その違反は犯罪を構成すると規定した。

1920年憲法129条に基づき、同憲法を構成する法として同時制定された「言語権に関する法律（č. 122/1920 Sb. 以下「1920年言語法」）」では、「チェコスロヴァキア語」が第1共和国における「国家語・公用語」と規定された（§ 1）⁹。ただし、国民には、私的空間や商業取引、宗教、言論出版、公的集会の場においていかなる言語も自由に用いることが認められていた（憲法§ 128（3））。

1920年言語法では、裁判所の管轄区域毎に「チェコスロヴァキア語」以外の母語を有する“státní občané（国民）”が20%以上居住する場合には、その「民族的、言語的マイノリティ」は、公的機関において母語を用いることができた（§ 2）。ナショナル・マイノリティは母語で行われる教育を受ける権利を保障され（憲法§ 131, 130. 1920年言語法§ 5）、ナショナル・マイノリティ出身議員が母語で議会活動を行うことも広範に保障された（č. 325, 326/1920 Sb.）。

近代立憲主義に立脚するかかる法制度は、まさにエトノスの力を「デモスという責任ある権威に転化」させたと評価されよう。しかし現実社会では、国家を挙げてチェコ固有の歴史的偉人がシンボル化されるなどチェコ人中心の国家観を暗示するメッセージが度々発せられていた。

2.3 第1共和国の崩壊

1929年世界恐慌の影響による大不況はズデーテン・ドイツ・ナショナリズムを急進化させた。1933年1月にドイツ本国でナチス政権が誕生すると、第1共和国政府と協調していたドイツ系諸政党の支持率が急減した。1935年5月の選挙では、スロヴァキアの自治・分離を求めるフリンカのスロヴァキア人民党はさほど伸張しなかったのに対して、ズデーテン・ドイツ人党（SdP）はドイツ系有権者の60%もの支持を獲得し、第1共和国議会における第2位の政党となった。

SdPはズデーテン地域の自治やドイツ系住民の保護を目的とする法改正を次々と要求したが、政府は、憲法上ナショナル・マイノリティの権利は個々人に付与されることになっており集团的権利は認められないとして拒絶した。1938年3月に独逸合邦が実現すると、第1共和国のドイツ系2政党は連立政権を離脱してSdPに合流したため、議席を持つドイツ系政党はSdP（55議席）とドイツ社会民主党（11議席）のみになった。

翌月、ホジャ首相は事態の改善を図るべく、ナショナル・マイノリティの地位向上と権利の拡大を企図し地方政府と立法権限のある地方議会の設置等を謳った「ネイション法/ Národnostní statut」案を発表した。フリンカのスロヴァキア人民党はこれを評価したが、SdPは、地方選挙の早期実施やメンバーの釈放など自分たちの要求を受け容れた政府の懐柔策が尚不十分であるとして法案への同意を拒否し、ズデーテンラントの完全な自治や「第1共和国建国以来ズデーテン・ドイツ人たちが被ってきた損害」の賠償など次々と要求を拡大した [Toth 2012: 331-589]。

1938年5月の地方選でSdPは85%もの得票率を獲得した。9月29日、ミュンヘン協定によってズデーテンラントはドイツ第三帝国に併合され、チェコスロヴァキアはやがてナチスによって解体された。

3. 社会主義期（1945年—）

3.1 「ナショナル・クレンジング」

1945年5月9日、ソ連軍によってプラハが解放され、チェコスロヴァキア共和国が再興した。「チェコ人およびスロヴァキア人国民戦線チェコスロヴァキア政府綱領(コシツェ綱領)」ではチェコスロヴァキズムという机上の空論は公式に放棄され、2つの民族の対等な関係が謳われた。

第2共和国が崩壊した1939年3月15日以降チェコスロヴァキアと戦争関係にあった国（実質的にドイツとハンガリー）の国籍を得た住民は、チェコスロヴァキアを裏切ったというレトリックのもとチェコスロヴァキア国籍の剥奪が行われた（憲法令č. 33/ 1945 Sb.）。その結果、ズデーテンラントのドイツ第三帝国への併合により自動的に同国の臣民とされたドイツ系住民のほとんどがチェコスロヴァキア国籍を剥奪され、居住資格を失った。

1946年1月以降、連合国の監視のもとで「住民移送」¹⁰が実施され、同年末までに200万人以上のドイツ系住民がチェコスロヴァキアから追放された。公式の「住民移送」以前にも、「革命警備隊」や「人民裁判所」などを名乗る暴力的なチェコ人市民によって、ドイツ系兵士と市民らが数万人規模で私刑に処され、65万人以上が迫害された [Kuklík 2002]。「住民移送」はあくまで連合国が主導する戦後処理スキームの実行であり、その法的根拠は1945年8月のポツダム合意第12条にあった。ドイツ系住民や対独協力者の財産没収や処罰などに関する一連の大統領令についても、アメリカやイギリス、ロシアなど大国間の戦後処理の協議やポツダム会議の結果を受けて、他のヨーロッパ諸国の法制と歩調を合わせたものであった [Kuklík 2002]。

コシツェ綱領が詳細に規定した対独協力者による戦争犯罪の処罰に関しては、1945年6月19日付いわゆる「大応報令/velký retribuční dekret」（č. 16/ 1945 Sb.）など複数の大統領令によって実施された。大応報令は、ロンドン亡命政府が公布した1945年2月1日付大統領令（č. 6/ 1945 Sb.）の内容とほぼ同じであったが、コミュニストの要請によりチェコのみを施行対象とし、情報提供者を処罰する規定（§ 11）を追加した。

スロヴァキアについては、スロヴァキア国民評議会が独自に制定した決定（č. 33/ 1945 Sb.n.SNR）が適用された。チェコでは内外のファシスト集団のメンバーであった者は5-20年の範囲で収監されたのに対し、スロヴァキアの場合、積極的に活動していたのでなければメンバーであったことは罪に問われなかった [Rychlík 2012: 328]。また、判決から数時間で死刑が執行されたチェコとは異なり、スロヴァキアでは死刑宣告を受けた55名のうち実際に執行されたのは29名であり、残りの者は執行猶予を得た。

第3共和国議会の開催前日である10月27日、共産党主導のもと急遽23もの大統領令が制定された。そのうちのひとつである「小応報令/ malý retribuční dekret」（č. 138/ 1945 Sb.）制定の背景は、大応報令上は違法性のない行為を理由とする不当な拘留がしばしばあったが、民衆が彼らの釈放に納得しないということであった [Frommer 2005: 187- 189]。やはりチェコのみで施行された小応報令における「民族感情侮辱罪/urážející národní citění českého nebo slovenského lidu」の適用例は、主として戦時中のチェコ人市民の「裏切り行為」——ドイツ国籍を取得しようとした、子どもをドイツ系の学校に登録した、ドイツ系住民と頻繁に交流した——等であった。最終的に約18万人

ものチェコ市民が小応報令によって遡及的に訴追された。

このような「ナショナル・クレンジング/národní očista」[Soukup 2003: 143]によって、チェコスロヴァキア国民のうち、ドイツ系住民らがエスニシティを理由として集団的に排除され、チェコ人のうち占領期に「ナートを裏切った」市民らが告発され、近代刑事司法手続上の諸原理を破る大規模な応報手続が行われたのであった。

チェコとは異なり、スロヴァキア人の間では「ナートの裏切り者」は明白ではなく、ナチス・ドイツの保護を仰ぎ傀儡国家となったことに関する集団責任が問われることもなかった。スロヴァキア人は自発的にチェコスロヴァキアに戻ってきたものの、「スロヴァキア人の、スロヴァキア人による、スロヴァキア人のための政治領域」を渴望し続け、統一国家志向の強いチェコ人との軋轢を招いた。

3.2 1948年憲法

1948年2月、共産党がクーデターにより政権を掌握し、チェコスロヴァキアは社会主義国家となった。占領解放から3度目の記念日となった同年5月9日、ソ連のスターリン憲法をモデルにした新憲法が公布された。同憲法は労働の重視や明らかなソ連志向を示しているものの、のちの1960年憲法や1968年憲法律との比較ではイデオロギー色は薄い。

明確に多民族連邦制を採用したソ連とは異なり、チェコスロヴァキア社会主義期の3つの憲法では、チェコ人とスロヴァキア人、そして戦後大幅に減少したナショナル・マイノリティを「チェコスロヴァキア人民」として統合する「社会主義的デモス」概念の発現は明瞭ではない。むしろ、社会主義期のチェコスロヴァキア憲法では、全体的にエトノスの要素を基調とする民族国家志向が強い。

“My, lid československý (我々、チェコスロヴァキアの人民は)”で始まる1948年憲法は「人民民主主義共和国」を宣言したが、国名は「チェコスロヴァキア共和国」のままであった。憲法前文に相当する「宣言」の箇所において、マルクス史観によるチェコスロヴァキアの歴史——封建領主やドイツ系のハプスブルク帝国という搾取者との何世紀にもわたる闘いの末ようやく独立を果たしたものの、第1共和国は資本家と富農が搾取する国家であった。ミュンヘン協定以降のチェコスロヴァキアの苦難は西側に裏切られた結果であったが、ソ連の援助と коммуニストのレジスタンス活動によって、最終的に市民民主主義革命が勝利した——が縷縷述べられている。しかし、チェコ人とスロヴァキア人との相剋には一切触れられておらず、スロヴァキア側のみ国民評議会を有する理由も説明されていない。

上記「宣言」に続く「基本的憲法条項」の部では、チェコスロヴァキア共和国を「2つの対等なスラヴ民族であるチェコ人とスロヴァキア人から成る単一国家」と規定する (§ 2 (1))。人権規定については、一見すると1920年憲法をベースとするようであるが、1948年憲法ではナショナル・マイノリティ保護規定は置かれていない。彼らの存在や権利は“státní občané (国民)”はおろか、“občany (市民)”あるいは“obyvatelé (住民)”としても法的に保護されなかったのである。そして、1920年国籍法に代わる新法 (č. 194/1949 Sb.) では、従前の出生地主義ではなく父母両系血統主義が原則とされた (§ 1)。

ただし、ハンガリー、ポーランド、ルテニア（ウクライナ）系住民に関しては、明確な法的根拠はなかったものの、1952年頃には第1共和国時代と同程度の言語権（教育、出版・メディア、文化団体等）が認められるようになり [Kuklík et al. 2015: 231, 242]、チェコスロヴァキア国籍を剥奪されたまま国内に定住していたドイツ系住民についても国籍が再付与された（č. 34/1953 Sb.）。

3.3 1960年憲法

1960年7月11日、「チェコスロヴァキア社会主義共和国憲法」が制定された。“My, pracující lid Československa（我々、チェコスロヴァキアの労働する人民（＝労働者）は）”で始まる「宣言」では、人民民主主義による社会主義の勝利宣言が展開され、共産主義という更なる高みへ向かうことが力強く謳われた。国名には「社会主義」の文字が挿入され、憲法上初めて共産党の指導的地位、マルクス・レーニン主義が科学や文化、教育の指針となることが明記された。

1960年憲法も、「2つの対等な兄弟民族であるチェコ人とスロヴァキア人の社会主義国家」であることを確認し、世界的な社会主義システムに属し「すべての民族との友好関係を深める」ことを謳う。連帯は「労働者および農民、インテリゲンツェ」という職業別集団間に形成されるものとされており、そこに国内のナショナル・マイノリティが含まれるのかは明白ではない。しかし、「民族や人種に関わらず」すべての“občan（市民）”の平等が憲法上保障されるようになり（§ 20（2））、国内に居住するマジャール、ウクライナ、ポーランド系市民には、母語での教育環境や文化的発展に関する民族文化権が保障された（§ 25）。

ナショナル・マイノリティの憲法上の地位は、1920年憲法では“státní občan（国民）”とされたところ、1948年憲法の沈黙を経て、1960年憲法では“občan（市民）”と表現されたのである。「国民」ではなく「市民」という言葉が選択されたのは、「社会主義的デモス」や「インターナショナリズム」の現れというよりは、むしろドイツ系住民との長年の政治的軋轢やナチスによる占領のトラウマを払拭できないチェコ人のナショナル・マイノリティに対する不信感が滲んでいるようである。

3.4 1968年憲法律

“My, národ český a slovenský（我々、チェコおよびスロヴァキア民族は）”から始まる1968年憲法律によって、チェコスロヴァキア社会主義共和国は「2つの対等な兄弟民族であるチェコ人とスロヴァキア人」の「連邦国家」となった。憲法制定権者が、1948年憲法と1960年憲法の「人民」から、（1つの民族か否かの違いはさておき）1920年憲法の「ナーロト」に回帰したのであった。なお、1968年憲法律は1960年憲法の統治部門の改正であり、1960年憲法は人権部門の最高法規としての効力を維持した。

上記憲法律と同時に制定された「民族の地位に関する憲法律（č. 144/1968 Sb.）」も、「チェコスロヴァキア社会主義共和国はチェコ人とスロヴァキア人との共同国家である」という文言で始まる。しかし、当該箇所と、英語の“and”に当たる接続詞“a”とで結ばれた一文として続くのは、その領土に居住するマジャール、ドイツ、ポーランド、ウクライナ系“národnosti（ナーロトのメンバーシップを意味する抽象名詞）」については、「社会民主主義およびインターナショナリズムの精神で」民族文化権が保障されるという内容である。ようやくドイツ系住民のナショナル・マ

イノリティとしての存在と権利が、再び憲法上保護の対象となったのであった。

これらの憲法律は、チェコスロヴァキアに現れた「プラハの春」の余波であった。ワルシャワ条約機構軍の戦車は、チェコ人が渴望した政治や社会の自由化、民主化への道筋を無残に押し潰したが、自治を求めるスロヴァキア人の連邦化要求は実現した。同時に、前記「民族の地位に関する憲法律」によって、ナショナル・マイノリティの文化的権利のみならず人口比に応じた政治代表を送り込む政治的権利も憲法上の権利として保障されるようになった（§ 2）。1968年憲法律がスロヴァキア・ナショナリズムに配慮して個別のエトノスの色彩を強めたことで、逆に、ナショナル・マイノリティの集団的権利をも包摂する「社会主義的デモス」の要素が顕在化したのであった。

1968年憲法律では、「チェコ社会主義共和国およびスロヴァキア社会主義共和国のそれぞれの国民は、同時に、チェコスロヴァキア社会主義共和国の国民であり、「一方の共和国の市民は、他方の共和国の領土において、その市民と同等の権利義務を有する」と規定された（§ 5）。すなわち、ナショナル・マイノリティの基礎は連邦構成国に置かれ、それが連邦の市民権に派生するという構成であった。1968年国籍法（č. 165/1968 Sb.）もこれに従ったが、連邦構成国である両共和国は国際法上の主体ではないため、問題のある法律構成であった。

ところが、分権的な連邦制度の創出という1968年憲法律のコンセプトは、1970年12月20日付憲法律（Úst. zák. č. 125, 126/1970 Sb., Zák. č. 133, 134/1970 Sb.）によって早々に根本から否定された。共和国に付与された重要な権限は剥奪され、中央集権的な連邦制が志向されたのである [Rychlík 2012: 544]。国籍等に関する規定も、「チェコスロヴァキアの国籍は単一である」、「すべてのチェコスロヴァキア国民は同時にチェコ社会主義共和国もしくはスロヴァキア社会主義共和国の市民である」と改定され、ナショナル・マイノリティの基礎は連邦に置かれることになった。

4. 連邦分離後（1993年—）

1989年「東欧革命」によって社会主義体制が終焉したのち新たな連邦憲法制定までの間は、暫定的に1960年憲法と1968年憲法律を改正しながら対応し、将来的に新憲法に改正部分を併合することになっていた。

しかし、チェコ人は建国時から単一不可分の国家像を抱いており、1969年の連邦制移行後は、連邦中央機関が連邦構成単位である共和国に権限を分配するというトップダウン型の単一の連邦国家イメージを持っていた。他方、スロヴァキア人は、まず「我々の国、スロヴァキア」が絶対的な存在であり、チェコとスロヴァキアの両共和国が自らの権限の一部を連邦機構に預けているというボトムアップ型の連邦観を抱いていた [Rychlík 2012ほか]。

1918年の建国以来、陰に日向に見え隠れしていたチェコ人とスロヴァキア人の国家観、連邦観の相違は、共産党独裁体制の下イデオロギーの力で抑えられ、覆い隠されていた。つまるところ連邦を自分たちの国家、連邦政府を自分たちの政府と見なすことができないスロヴァキア人は、チェコ人と新たな国家ヴィジョンを共有できないことが歴然となり、チェコスロヴァキアは終焉を迎えたのである。

4.1 1992年スロヴァキア共和国憲法

連邦解体に先立つ1992年9月1日、スロヴァキア共和国憲法が制定され、幾つかの条項を除いて即日公布、施行された。その前文は“*My, národ slovenský* (我々、スロヴァキア民族は)”で始まる。民族主義的歴史観が展開された憲法前文では、中断を経ながらもチェコ人と共生したチェコスロヴァキア(1918-92年)のことも、「スロヴァキア国」(1939-45年)への言及も一切ない。これらの歴史は「民族と国家の存立をめぐる苦闘」に包摂され、現国家こそが「民族自決権に基づいて誕生した唯一無二のネイション・ステイトであると、過剰なまでにその正統性を演出している。

14名のハンガリー系議員は憲法草案に抗議して採決を欠席したが、無力な抵抗であった。ただ、憲法前文では上記の箇所に続いて、「スロヴァキア共和国の地に暮らすナショナル・マイノリティやエスニック集団と共に…この憲法を制定する」とされ、マイノリティへの配慮が一応示されている。また憲法上、スロヴァキア人を特権的に扱うような規定も置かれていない。

ポスト社会主義体制下のスロヴァキアでは、スロヴァキア語の法的地位をめぐって、「公用語」と位置付けるリベラル派と、「国家語」と明記したい民族派との政治対立が激しくなっていた。1990年10月に制定された「公用語法」(č. 428/1990 Z.z.)では、スロヴァキア語は「相互理解とコミュニケーションのための公用語」と位置付けられた。ところが、1992年スロヴァキア憲法は、スロヴァキア語を「国家語」と定め(§ 6 (1))、ナショナル・マイノリティ言語の使用にあたって「主権と領土的一体性の侵害」や「その他の住民の差別(スロヴァキア人への逆差別)」に関する禁止事項(§ 34 (3))が付加された。そして、1995年11月に制定された「国語法」(č. 270/1995 Z.z.)は、1990年「公用語法」を廃止し、国家語としてのスロヴァキア語の優越性を定め、国家によるスロヴァキア語の保護、公的機関や道路標識等におけるスロヴァキア語の使用義務と罰則規定を設けた。

1998年10月に政権を奪取したリベラル派は、翌年7月に「ナショナル・マイノリティ言語の使用に関する法」(č. 184/1999 Z.z.)を制定し、特定のナショナル・マイノリティが住民の20%以上を占める自治体では、行政機関においてその母語を用いる権利を保障した。そして「国語法」第10条の罰則規定を削除し、前政権下での一連の民族主義的、ポピュリスト的な政策を軌道修正し、スロヴァキアのEU加盟交渉に弾みをつけた。ところが、2006年以降再び民族派が政権を握り、同年6月には、1995年「国語法」を再度改正して罰則規定を復活させた上、元の規定よりも罰則対象を広げた。さらに2009年国語法では、「国家語使用域(公務所、教育、マスメディア、裁判所、軍隊のみならず、博物館や図書館、映画館等の文化事業における印刷物なども対象)」でのスロヴァキア語使用義務を課し、刑事罰まで定めた。フィツォ首相は「ナショナル・マイノリティの中にスロヴァキア人がたとえ1人でもいるのであれば、国家はそのスロヴァキア人の権利を完全に保障する必要がある」と説明した[Groszkowski 2009: 2]。

言語の法的取扱をめぐる複雑な経過の背景には、体制転換後スロヴァキアと隣国ハンガリーとの間で、ナショナル・マイノリティの処遇をめぐる対立が激しくなったという事情がある。ハンガリーが聖人イシュトヴァーンを「マジヤール、スロヴァキア両民族共通の国王」と位置付けるのに対し、スロヴァキア人の歴史認識ではハンガリー王国による支配は「闘いの歴史」でしかなく、1992年憲法前文にあるように、民族の起源はそれ以前の古代スラヴ文化に見出されている。スロ

ヴァキア・ナショナリストは、南部のハンガリー系住民の自治やハンガリーへの帰属願望に神経を尖がらせ、彼らの言語権や文化を抑圧したがった。ハンガリー側も、国外に居住する同胞をも包摂したナショナリズム意識を強めた。両者は、民族主義色の強い言語法や愛国法、国籍法等の立法を相次いで対抗的に行ったのである。

4.2 1993年チェコ共和国憲法

1992年12月、連邦解体の直前に制定された1993年チェコ共和国憲法の前文は、“My, občané české republiky…（我々、チェコ共和国市民は）”で始まる。同憲法前文は、「長い歴史を有する『チェコ王冠の地』¹¹とチェコスロヴァキアの国家の良き伝統に忠実であること」に触れた以外には、人間の尊厳、民主主義、法の支配等の近代立憲主義を標榜する。

チェコの法規範の中で、エトノスの要素あるいは「民族の苦難の歴史」を感じさせるのは、1948年2月-90年3月までの間に亡命など政治的理由等によりチェコスロヴァキア国籍を失った者の国籍再取得を簡便化したにも関わらず（č. 193, 194/1999 Sb.）、チェコスロヴァキア国籍を剥奪されたズデーテン・ドイツ人やマジヤール系住民の申請が除外されている点などである（国籍法č.186/2013 Sb. § 31）。

5. おわりに

プロイスの問題提起に対して、1992年スロヴァキア憲法は、「憲法は人民のナショナル・アイデンティティの表明であり、人民の憲法制定権力とは本質的にエスニックな同質性のあるネイションの権力である」との回答を示した。歴史を振り返れば、1920年第1共和国憲法も同様の答えを示したが、同時に、当時としては先進的なナショナル・マイノリティの権利保護規定を整備し、まさにエトノスの力を「デモスという責任ある権威に転化」した。ナショナル・マイノリティの権利保護が国家の責務に含まれることが当然視される現代において、1992年スロヴァキア憲法および言語法のエトノスの要素は強すぎ、その力を「デモスという責任ある権威に転化」できていたとは言い難い。

他方で、近年公刊された1993年チェコ憲法起草に関する閣議決定や議会憲法準備委員会の議論を辿ると、1920年憲法との連続性は強く意識されたものの、「ナーロト」誇示を求める政治的主張は見られず、市民原理の貫徹が自明とされていた [Syllová et al. 2018]。現代では国民の9割以上がチェコ人を自認する。最大のナショナル・マイノリティであるスロヴァキア人とは良好な関係にあり、国内に深刻な民族問題はない。加えて、チェコ人は民族固有の歴史と輝かしい文化の蓄積を誇り、今日ネイションのアイデンティティや国家の正統性、永続性への疑念や不安を抱くことはまずない。チェコ語の法的地位に関する法規の不存在もこうした文脈から理解できる。国籍関連法規等のうちに「ナショナル・クレンジング」の残滓が認められるものの、1993年チェコ憲法はデモスを主権の主体と捉える優等生的回答を示した。

スロヴァキアでも、最大のナショナル・マイノリティ集団であるハンガリー系住民は、現在では全人口の1割にも満たず、政治的に複雑な競合関係にあるとは言えない。しかし、かつての君

主国ハンガリーや共同国家のパートナーであったチェコとの比較では、スロヴァキアには固有の歴史や伝統的な文化の蓄積は少ない。だからこそ民族派は、古くからスロヴァキア・ナショナリズムがアイデンティティの拠り所としてきたスロヴァキア語にこだわり、憲法や言語法によって絶対的地位を与えたかったのである。

たとえデモス主体を標榜する国家であっても、公教育において国家の歴史や言語、文化などを教えるにあたってエトノスの要素を排除することはできないし、その際に国民を構成するエスニック集団すべてに対し公平中立であるよう徹することは困難であろう。人々は、自己が属するエトノスの集団が政治や文化の中心でありたいと願うものであり、それゆえ、ひとつの国家の中で複数のネイションが政治的にひとつのデモスに統合されることが困難なのである。

引用文献

- 木畑洋一 (1994) 「世界史の構造と国民国家」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店
- 塩川伸明 (2008) 『民族とネイション——ナショナリズムという難問』岩波新書
- 中澤達哉 (2009) 『近代スロヴァキア国民形成思想史研究：「歴史なき民」の近代国民法人説』刀水書房
- 樋口陽一 (2015) 『「立憲主義」と『憲法制定権力』：対抗と補完——最近の内外憲法論議の中から』『日本學士院紀要』69 (3)
- Frommer, B. (2005) *National Cleansing. Retribution against Nazi Collaborators in Postwar Czechoslovakia*, Cambridge University Press
- Groszkowski, J., Bocian, M. (2009) “The Slovak-Hungarian dispute over Slovakia’s language law” *OSW Commentary*, Issue 30, Centre for Eastern Studies
- Kuklík, J. (2002) “The Transfer and Its Legal Aspects” Beneš, Z., Kural, V. eds. *Facing History. The evolution of Czech-German relations in the Czech provinces, 1848-1948*, Gallery s.r.o., Prague
- Kuklík, J., Petráš, R. (2017) *Minorities and Law in Czechoslovakia 1918-1992*, Karolinum Press, Prague
- Masaryk, T. G. (2016) *Nová Evropa: Stanovisko slovanské* [新しい欧州：スラヴ人の視点から] (1918), Spisy T.G. Masaryka svazek 14, Ústav T. G. Masaryka o.p.s., Praha
- Miller, D. (1995) *On Nationality*, Oxford University Press (ミラー、デイヴィッド (2007) 富沢克・長谷川一年・施光恒・竹島博之訳『ナショナリティについて』風行舎)
- Leff, C. S. (1997) *The Czech and Slovak Republic: Nation Versus State*, Westview Press, Colorado
- Preuss, U.K. (1994) “Constitutional Powermaking for New Polity: Some Deliberations on the Relation between Constitutional Power and Constitution”, Rosenfeld, M. ed. *Constitutionalism, identity, difference, and legitimacy: theoretical perspectives*, Durham and London
- Rychlík, J. (2012) *Češi a Slováci ve 20. století: Spolupráci a konflikty 1914-1992* [20世紀のチェコ人とスロヴァキア人：協働と衝突], Vyšehrad, Praha
- Seton-Watson, H. (1977) *Nations and States*, Westview Press Inc., Colorado.

- Schelle, K. (2014) *Dějiny Ústavního Práva* [憲法史] Linde, Praha
- Soukup, L. (2003) „Retribuční dekrety presidenta ČSR dr. Edvarda Beneše [チェコスロヴァキア共和国大統領エドヴァルト・ベネシュ博士の応報令] “ *Příspěvky k vývoji právního řádu v Československu 1945-1990* [1945-90年のチェコスロヴァキアにおける法秩序の発展に関する寄稿集] Karolinum, Praha
- Syllová, J., Sylla, M. (2018) *Ústava České republiky 1992. Dokumenty a ohlasy* [1992年チェコ共和国憲法資料および布告] Wolters Kluwer, Praha
- Tóth, A., Novotný, L., Stehlik, M. (2012) „*Národnostní menšiny v Československu 1918–1938: Od národního státu ke státu národnostnímu?* [1918-38年のチェコスロヴァキアにおけるナショナル・マイノリティ：国民国家から民族国家へ?] TOGGA, Praha
- Wolchik, S. (2000) “The Impact of Institutional Factors on the Breakup of the Czechoslovak Federation”, Kraus, M., Stanger, A. eds. *Irreconcilable Differences? Explaining Czechoslovakia’s Dissolution*, Rowman & Littlefield Publishers, U.S.A

注

- (1) かかる仕分けは、「1980年の歴史学研究会の大会で齋藤孝が示唆し、91年の大会で小沢弘明が表明した見解」である [木畑1994: 5-6]。
- (2) チェコ語の「ナロード」とロシア語の“народ (ナロード)”はニュアンスが大きく異なる。ロシア語では、「ナロード」は英語の“people”に近く、一般的には「人民」や「国民」という意味合いを持ち、「нация (ナーツィア)」が近代的なエスニック集団という意味合いとなる。
- (3) 「憲法律」とは憲法典を変更・加筆するための法律であり、少なくともチェコ法では「憲法秩序」を構成する法源となる。通常法案よりも加重された議決要件のもとで制定される。
- (4) 建国から1938年9月のミュンヘン協定に伴って国家体制が変動するまでは「第1共和国」、1939年3月にナチスがスロヴァキアを独立させ傀儡国家「スロヴァキア国」とし、9月にチェコを保護領化するまでの短い期間は「第2共和国」、1945年5月にチェコスロヴァキアが「解放」され1948年の2月革命により共産党が政権を掌握するまでの国家体制は「第3共和国」と称される。
- (5) 全部で21条の暫定憲法には前文やネイションに関する規定は置かれていない。
- (6) 1900年当時の非識字率は、チェコの2.6%に対しスロヴァキアでは32–38%にのぼった。
- (7) 1921年、フランスのジャーナリストとのインタビュー中の発言 [Leff 1997: 26]。
- (8) 一般的に「メンバー」を意味する“příslušník”の抽象名詞“příslušnost (メンバーシップ)”を用いたこちらの「国籍」という言葉は、自然人のみならず法人の国籍をも含意するため、申請書類等で用いられることが多い。
- (9) サン・ジェルマン条約の精神に従って「チェコスロヴァキア語」を「公用語」の位置づけにとどめたかった勢力に対し、ハプスブルク帝国末期に反逆罪の容疑で死刑宣告を受けた

チェコ人議員らはドイツ系住民に対する敵対的な傾向を隠さず、明確に「国家語」と規定することを求めた。憲法委員会の議決は5対5に分かれ、議会本会議においても議論が紛糾したため、法文には両方併記された [Tóth 2012: 27-28, Schelle 2014: 149]。他方で、スロヴァキア人議員クラブは、スロヴァキア語はチェコ語の方言ではなく別個の言語であるとして「チェコ語およびスロヴァキア語」と明記するよう求めたが、憲法全体のコンセプトに関わるとして拒絶された。あるチェコ人有力政治家はいずれ「チェコスロヴァキア語」が形成されるだろうと述べた [Rychlík 2015: 89-92]。

- (10) 通常チェコ語文献ではドイツ系住民の「追放」、「迫害」ではなく「移送/odsun」と表現される。
- (11) 「王冠の諸領邦」概念は、14世紀の神聖ローマ帝国皇帝・ボヘミア王カレル4世によるボヘミア、モラヴィア、シレジア統合に端を発する連合概念である。「王冠」とは、10世紀のチェコ人王朝であるプシェミスル朝のボヘミア大公ヴァーツラフが戴いたとされるものを指す。